

株式会社盛岡バスセンターのバスターミナル事業について

平成28年3月14日
商工観光部
建設部
都市整備部

1 趣旨

平成28年3月3日に株式会社盛岡バスセンターから、自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）の規定によるバスターミナル事業に関する申入れを受けたので、その内容、今後の本市の対応方針等を報告するもの。

2 株式会社盛岡バスセンターの概要

- (1) 所在地 盛岡市中ノ橋通一丁目9番22号
- (2) 代表者 代表取締役社長 上野聖二
- (3) 資本金等 資本金 65,000千円・発行済株式総数 130,000株
 - (うち国際興業㈱の出資金額60,450千円、持株数 120,900株、出資比率93%)
 - (うち本市の出資金額 3,250千円、持株数 6,500株、出資比率 5%)

(4) 主な事業内容

- ア バスターミナル事業
- イ 不動産賃貸事業
- ウ バス乗車券類販売事業

3 盛岡バスセンター再整備事業の検討状況

第2期盛岡市中心市街地活性化基本計画（平成25年11月から平成30年3月まで）に位置付けられた盛岡バスセンター再整備事業は、株式会社盛岡バスセンターが事業主体となり、バスターミナル機能の強化を図るとともに、商業機能及び公益的機能を充実させた複合施設を再整備することとし、社会资本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（盛岡バスセンター地区））を活用して、平成26年度から実施することとしていた。

平成26年4月に株式会社盛岡バスセンターから、労賃、資材価格の高騰などを要因とする計画の再検討方針が示されたことを受け、対応策を協議するとともに、バス事業者などとの意見交換を行ってきたが、このたび、株式会社盛岡バスセンターからバスターミナル事業に係る申入れがあったものである。

4 株式会社盛岡バスセンターからの申入れ内容

- (1) 昭和35年に竣工した盛岡バスセンターは、建物の老朽化が著しく、建物の建替え、大規模修繕等によるバスターミナル事業の存続を検討したが、民間事業者単独では建替え等が困難であるとの結論に至った。
- (2) 平成28年2月25日の株式会社盛岡バスセンター取締役会において、安全性の観点から建物の取壊しを行う必要があると判断し、バスターミナル事業等の廃止を行う方針を決議した。
- (3) 建物取壊し後の土地は売却を予定しているが、売却先等は未定である。

5 関係団体からの要望

平成28年3月10日の報道を受け、市に対して3月11日付けで次の団体より要望書の提出があつた。

- (1) 盛岡商工会議所（谷村邦久会頭）
 - ア 盛岡バスセンター再整備事業の計画期間内での実施
 - イ バスターミナル機能の維持・存続
- (2) 盛岡市肴町商店街振興組合（豊岡卓司理事長）
バスターミナル機能の継続

6 今後の対応方針

- (1) 第2期盛岡市中心市街地活性化基本計画に位置付けられた盛岡バスセンター再整備事業については、中心市街地活性化に資する主要事業であることから、計画期間内での実施に向けて関係機関との協議を進める。
- (2) 公共交通の重要性に鑑み、移動手段の確保など市民生活への影響を最小限にする必要があることから、バス事業者等との連携を図りながら、株式会社盛岡バスセンターが所有する土地の取得を含め、対応策を早急に検討する。
- (3) 株式会社盛岡バスセンターに対しては、従業員の再就職、テナント対策等に万全を期するよう要請する。